

平成30年度 亀岡市社会教育推進事業実績

〔社会教育課社会教育係〕

■亀岡市さわやか教室〔会場：ガレリアかめおか〕

事業名・演題等		実施日	講師		参加者数
第1講座	「私のアナウンサー生活」	6月21日(木)	KBS京都 報道局 アナウンス部	平野 智美	336人
第2講座	「楽しく歌って心豊かに」	7月12日(木)	元小学校長	石川 久	305人
第3講座	「高齢者をねらった最近の悪質商法の手口と撃退法」	9月6日(木)	京都府消費生活安全センター 消費生活相談員	三室 久枝	233人
第4講座	「楽しく食べて健康に！」	10月18日(木)	キューピー(株) 研究開発本部	妻谷 勝弘	268人
第5講座	文化祭〔展示発表・舞台発表〕	11月15日(木)		—	250人
第6講座	「百歳歩行人をめざして」 -関節の痛みを和らげる秘伝と元気ハツラツ健康体操-	1月17日(木)	大阪経済大学 人間科学部教授 理学療法士	高井 逸史	240人
第7講座	「心豊かに穏やかに生きるための心のケア」	2月14日(木)	心理相談ウェルコム代表 京都外国語大学 非常勤講師 日本生活習慣病予防機構副理事長 心理療法士・心理カウンセラー	田中 正晃	260人
第2～6講座	元気アップ体操		NPO法人元気アップ AGEプロジェクト理事長	横山 慶一	—

計 1,892人

■家庭教育支援事業”子育て・親育ち講座”

事業名・演題等	実施日	講師	会場	参加者数
第1講座 「心も体もポッカポカ親子ふれあい遊び」 -親子でアスレチック-	6月10日(日)	リーベ	亀岡市立幼稚園	297人
第2講座 「ネットトラブルから子ども達を守るために」	6月19日(火)	京都府警察 サイバー犯罪対策課 ネット安心アドバイザー 山脇 安三さん	亀岡市役所	33人
第3講座 「夢・希望・愛をとどける腹話術」 -腹話術コンサート-	7月14日(土)	全日本あすなろ腹話術教会 高屋 安男さん、佐世子さん	保津保育所	123人
第4講座 「人形劇・手あそび・歌あそび」	8月25日(土)	かあちゃん劇場「赤とんぼ」	子育て支援センター	102人
第5講座 「絵本ライブ・おはなし会」	9月20日(木)	絵本作家・絵童話作家 北川チハルさん	篠町夕日ヶ丘集会所	57人
第6講座 「子どもの人権」-命の活用と児童養護施設 青葉学園について-	10月9日(火)	亀岡市教育委員・社会福祉法人青葉学 園理事長 江口昌道さん	亀岡市役所	25人
第7講座 「ふれあい劇あそび」 -手あそび・親子ふれあいあそび-	10月30日(火)	NPO法人生涯学習サポート兵庫 演遊舎(ぶんちゃん・はまちゃん)	保津保育所	61人
第8講座 「親子美術教室」-つくってあそぼう-	12月11日(火)	臨床心理士 大石麻美さん	別院保育所	28人
第9講座 「ストレスと上手に付き合おう！」	1月12日(土)	女性ライフサイクル研究所(フェリアン) 森崎和代さん	亀岡市立幼稚園	131人

計 857人

■亀岡市成人式

平成31年亀岡市成人式 テーマ 「アイツナグ -平成Lastの挑戦-	1月14日(月・祝)	成人式実行委員16名、恩師57名	755人
--	------------	------------------	------

■ふるさと体験学習事業“京都亀岡 保津川下り”

ふるさと体験学習事業“京都亀岡 保津川下り”	3月22・25・26・27日	市内在住中学3年生	申込み 491人
------------------------	----------------	-----------	-------------

■地域学校協働本部事業

事業名	実施日	講師	会場	参加者数
亀岡川東学園	通年	-	-	-

■子ども「心の教育」推進事業（亀岡市地域学校協働活動推進事業）

市内23地区子ども「心の教育」推進委員会	通年	-	-	5,185人
----------------------	----	---	---	--------

■地域未来塾

市内7中学、義務教育学校	通年	学習支援員15人 指導時間497時間	各中学校 義務教育学校	
--------------	----	-----------------------	----------------	--

■障害者成人学級

かめのご学級（知的障害）	22講座	-	-	524人
かめの会（聴覚障害）	22講座	-	-	314人
ふれあい学級（視覚障害）	33講座	-	-	456人

計 1,294人

■子ども会育成者交流研修会

第1回 子ども会活動の運営	5月27日(日)	-	市役所 市民ホール	44人
第2回 飯盒炊飯、カレー作り等	6月24日(日)	-	七谷川野外活動センター	82人

計 126人

■地域子ども活性化事業

第1回 野外活動・宿泊体験	7月21・22日(土・日)	-	七谷川野外活動センター	33人
第2回 京都市防災センター体験学習	9月2日(日)	-	京都防災センター	20人

計 53人

■親のための応援塾

H26年度～ PTA連絡協議会及び教育委員会主催事業 市内17小学校・義務教育学校	通年	-	-	
--	----	---	---	--

平成30年度 亀岡市人権教育事業

1 基本的な考え

第4次亀岡市総合計画「夢ビジョン」に掲げる、「誰もが互いを尊重し、認め合いながら、いつまでも幸せに住み続けられる人権と平和が根づくまちづくり」をめざし、その具体的施策として、人権教育を推進するため、学習機会の提供等を図る。

2 人権教育推進のための主な事業

「亀岡市教育振興基本計画」に定めた「生涯学習活動の推進」のうち、「人権教育・人権学習」を推進する事業を実施。

- ・多様な学習内容・機会の提供
- ・自主的な人権学習活動への支援

① 人権教育講座の開催

人権への理解を深めるとともに、日常生活の中での人権問題に気づき、解決していく態度と実践力を培うことをめざし、市民への学習機会を提供。

講座	とき	テーマと講師	参加者数
1	6月7日 (木)	沈黙から目覚めへ～私の中の差別と向き合う～	85人
		崇仁発信実行委員会 代表 藤尾 まさよさん	
2	8月8日 (水)	ぼくは13歳 職業、兵士。 ～世界の課題を知り、わたしにできることを考える～	104人
		認定NPO法人 テラ・ルネッサンス アウェアネス・レイジングチームマネージャー 栗田 佳典さん	
3	9月26日 (水)	手話言語条例にみる障害のある人の人権	101人
		亀岡市手話言語等コミュニケーション条例 素案作成委員会 委員長 中村 雄一さん	
4	10月10日 (水)	『4人に1人』今、そこにあるDV	108人
		特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご 事務局 長 福岡 ともみさん	
5	12月14日 (金)	認知症の人の思い、家族の思い	108人
		公益社団法人 認知症の人と家族の会 京都府支部副代表 山添 洋子さん	

② 人権教育指導者研修会の開催

指導者の資質向上のため、自治会や各種団体、保育所・幼稚園・学校、企業の人権担当者等を対象に、人権教育に関わる今日的課題等について、研修会を開催。

講座	とき	テーマと講師	参加者数
1	8月22日 (水)	若者の自殺を予防する：SNSを活用した相談の可能性	109人
		京都大学学生総合支援センター 教授 杉原 保史さん	
2	9月7日 (金)	性的マイノリティの人権課題と最近の動向について	95人
		宝塚大学看護学部 教授 日高 庸晴さん	
3	1月22日 (火)	部落差別解消推進法の戦後史的意義	105人
		大阪市立大学人権問題研究センター 准教授 廣岡 浄進さん	

③ ワークショップで学ぶ人権セミナー

一人ひとりが主体的に参加しながら学習し、人権問題について気づき、参加者同士でともに考え、問題解決に向けての意欲や行動力を高めることにより、人権が尊重される社会を築くことを目的として開催。

講座	とき	テーマと講師	参加者数
1	7月24日 (火)	子どもの心が育つコミュニケーション・スキル	29人
		神戸市看護大学 非常勤講師 井山 里美さん	
		対象：亀岡小学校教職員	
2	12月4日 (火)	子どもの心が育つコミュニケーション・スキル	26人
		神戸市看護大学 非常勤講師 井山 里美さん	
		対象：亀岡川東学園 PTA 会員	
3	1月28日 (月)	子どもの心が育つコミュニケーション・スキル	30人
		神戸市看護大学 非常勤講師 井山 里美さん	
		対象：中部地区同和教育推進協議会 PTA 幹部役員	

④ 第36回亀岡市女性集会の開催

社会の中にある人権問題に気づき、学び、行動に移すとともに、「個人の問題」を「社会の問題」と捉えて意見交流を行い、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくことをめざし開催。

さらに、市民（女性）で構成する実行委員会が企画・運営を担うことで、参画者自身のエンパワーメントに繋げる。

- ・開催日：平成30年12月2日（日）
- ・場 所：ガレリアかめおか

内 容	テーマ と 講 師	参加者数
全 体 会	差別をなくす社会システムを創造する —部落差別解消推進法の施行を踏まえて—	570人
	近畿大学人権問題研究所 主任教授 北口 末広さん	
第1分科会	個性を認め合う社会～ わたしたちにできることって？ ～	53人
	近畿大学人権問題研究所 主任教授 北口 末広さん	
第2分科会	#Me Too これもセクハラ？ ～ 相手が不快に感じる性的な言動がセクハラです ～	48人
	(株)ウィメンズカウンセリング京都 周藤 由美子さん	
第3分科会	子どもの人権を守るために～ 大人の役割について考えましょう ～	93人
	神戸市看護大学 非常勤講師 井山 里美さん	
第4分科会	生きているって幸せ～ ゆみちゃん、ありがとう。～	111人
	元フリーアナウンサー 道志 真弓さん	
第5分科会	高齢社会へのチャレンジ～ 高齢者の方々の生きざまから学ぶ ～	95人
	第36回女性集会実行委員長 杜 恵美子さん	

⑤ 各地区人権啓発推進協議会等への補助

○市内、7つの人権啓発推進協議会等の人権教育・啓発活動に対して、補助金を交付し活動を支援。

○事務局会議を開催し、意見交流や情報提供を行うなど各協議会活動を支援。

⑥ 女性リーダー視察研修

同和問題をはじめとするあらゆる差別を許さない人権尊重のまちづくりに向けて、行動できる女性リーダーの育成と、参加者相互の連携を深めることを目的に開催。

- ・開催日：平成31年3月5日（火）
- ・場 所：水平社博物館
- ・参加者数：16人

⑦ その他

○人権教育啓発指導員の派遣と教材貸出し等

さまざまな人権問題の解決に向け、各種団体等が実施される研修会に、人権教育啓発指導員を講師として派遣するとともに、視聴覚教材等の貸出しを実施し、人権教育活動を支援。

- ・人権教育啓発指導員 38人
本年度派遣実績 50回、参加者数約1,800人
- ・人権啓発DVD・ビデオ 184本
本年度貸出実績 101件

○人権啓発冊子の作成

リーフレット「私がわたしであるためにー同和問題（部落差別）の新たな課題ー」

平成30年度亀岡市放課後児童健全育成事業
 (放課後児童会) の取組状況について

[社会教育課放課後児童係]

【 施策・事業概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、学校の放課後に遊びや生活の場を提供し、支援員等児童会職員による活動支援のもと、児童の健全な育成を図ることを目的に、各学校の空き教室等を活用し放課後児童会を開設しています。

【 取組状況 】

市内全18校区32教室で児童会を開設、平成31年3月1日現在で942人の児童を受入れています。なお、今年度につきましては、以下のとおり事業運営体制の拡充に努めてきました。

①全学年児童通年受入れが未実施の3校児童会(安詳・千代川・つつじヶ丘小学校)で6年生児童までの受入れを開始し、全校児童会において対象学年の拡大を完了しました。

(平成28年度:10校→29年度:15校→30年度:全18校児童会)

②児童の良好な保育環境を確保するため、3校児童会(安詳・千代川・つつじヶ丘小学校)において各校1教室、計3教室を増設しました。

③平日等に、新たに午後6時から6時30分までの30分間を延長時間として開設し、児童の受入れを開始しました。

○利用状況 : ◇利用者数193人 ◇利用率20.5% ※平成31年3月現在

【 入会実績 】 *実人員

平成30年5月 1, 017人 (前年度 932人)

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	325	341	230	95	20	6

8月 1, 383人 (前年度 1, 346人)

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	378	391	319	195	85	15

※夏季休業日のみ入会児童含む

平成31年3月 942人 (前年度 872人)

学 年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	326	311	209	67	23	6

【 課題事項及び対応策 】

児童の保育環境の更なる改善のため、その開設場所の確保等に向け、関係者と引続き協議検討を進めます。また、依然として保育に係る支援員等の人材が不足しているため、今後も積極的な公募活動の推進などに努めていきます。

平成30年度文化財保護行政 事業実績

[社会教育課文化財係]

- 1 埋蔵文化財発掘調査事業
市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業
国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」関係遺跡発掘調査
余部遺跡

 - 2 史跡丹波国分寺跡附八幡神社跡 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業
[国庫補助事業 事業費：3,000,000円]
史跡丹波国分寺跡整備検討委員会の開催
史跡丹波国分寺跡整備基本設計策定

 - 3 天然記念物緊急調査事業 [事業費：10,000,000円（環境政策課所管）]
・生息環境再生、拡大調査 ・生息環境再生整備実験地の利用状況等調査
・減少原因となる外来魚防除対策調査
- (天然記念物保護活動等)

 - ①アユモドキ保護活動（京都大学・環境政策課・NPO等）
 - ②アユモドキ生息状況調査・繁殖状況調査の実施協力
 - ③ファブリダム稼働に伴うアユモドキ救出活動
 - ④濁水によるアユモドキ救出活動
 - ⑤ブラックバス等外来魚駆除活動
 - ⑥保津地域アユモドキ保全協議会（環境政策課）
 - ⑦淀川水系アユモドキ連絡協議会（環境省近畿地方環境事務所所管）
 - ⑧オオサンショウウオ保護活動
- 4 連絡協議会等参加
全国史跡整備市町村協議会近畿地区協議会 役員会・総会

 - 5 亀岡祭山鉾行事検討会議
懸装品等修理手法の検討

 - 6 文化財保存修理・維持管理事業
 - ①国指定文化財維持管理事業
 - ②京都府指定・登録文化財等事業・維持管理事業
 - ③京都府社寺等文化資料保全事業
 - ④文化財を守り伝える京都府基金
 - ⑤亀岡市指定文化財等保存修理事業

- ⑥ 亀岡市社寺等文化資料保全事業
- 7 史跡等の保存活用事業
 - ① 史跡丹波国分寺跡公有地 管理保全事業 (国分区委託)
 - ② 史跡丹波国分寺跡公有地 花の植栽管理業務 (障害者支援施設 みずのき委託)
 - ③ 史跡千歳車塚古墳公有地 管理保全事業 (出雲区委託)
 - ④ 観音芝麿寺史跡公園 管理保全事業
 - ⑤ 狐塚古墳 管理保全事業
 - ⑥ 国分寺建造物群 (本堂・山門・鐘楼) 管理保全事業
- 8 文化財係所管施設の管理
 - ① 千歳収蔵庫 ②一の宮文化財事務所 ③金岐文化財収蔵庫
- 9 文化財保護団体等への支援・協力
 - ② 亀岡祭山鉾行事保存継承活動事業・石田梅岩先生顕彰会活動事業・活動事業 (支援、後援)
 - ③ 「文化財防火デー」防災訓練及び防火査察
平成31年1月19日 (土) ~ 1月25日 (金)
6日間

平成30年度図書館事業実績 配本事業

○幼稚園・保育園(所)

グループ	施設名	第1回(30年9月)	第2回(31年2月)
A (幼稚園)	亀岡市立幼稚園	200冊	200冊
	篠村幼稚園	200冊	200冊
	千代川幼稚園	200冊	200冊
	ひかり幼稚園	300冊	300冊
	安町幼稚園	400冊	400冊
B (保育所・保育園等 1)	大井保育園	200冊	200冊
	千代川保育園	300冊	300冊
	東本梅保育所	100冊 紙芝居40冊	100冊 紙芝居40冊
	本梅保育所	200冊 紙芝居40冊	200冊 紙芝居40冊
	中部保育所	100冊	100冊
	第六保育所	200冊 紙芝居30冊	200冊 紙芝居30冊
	川東保育所	200冊 紙芝居30冊	200冊 紙芝居30冊
	※太田保育園		
	C (保育所・保育園等 2)	保津保育所	100冊 紙芝居30冊
亀岡保育園			
亀岡あゆみ保育園		300冊	300冊
めぐみの園保育園		300冊	300冊
別院保育所		100冊	100冊
東部保育所		200冊	200冊
※くわの実保育園			
子育て支援センター		100冊 絵本30冊	100冊 絵本30冊
合計	3,900冊	3,900冊	

○学校配本

学校名	箱数	第1回(30年4月)	第2回(30年10月)
亀岡小学校	19	475冊	475冊
安詳小学校	31	775冊	775冊
東別院小学校	12	280冊 (内紙芝居30冊)	280冊 (内紙芝居30冊)
西別院小学校	7	165冊 (内紙芝居15冊)	165冊 (内紙芝居15冊)
曾我部小学校	15	375冊	375冊
吉川小学校	7	165冊 (内紙芝居15冊)	165冊 (内紙芝居15冊)
蔦田野小学校	14	340冊 (内紙芝居15冊)	340冊 (内紙芝居15冊)
本梅小学校	13	315冊 (内紙芝居15冊)	315冊 (内紙芝居15冊)
畑野小学校	15	375冊	375冊
青野小学校	12	300冊	300冊
大井小学校	17	425冊	425冊
千代川小学校	22	550冊	550冊
亀岡川東学園	14	340冊 (内紙芝居15冊)	340冊 (内紙芝居15冊)
保津小学校	14	350冊	350冊
南つつじヶ丘小学校	16	390冊 (内紙芝居15冊)	390冊 (内紙芝居15冊)
合計	228	5,620冊	5,620冊

※1箱の冊数 図書・25冊 紙芝居・15冊

1. 1セット100冊の内訳
 Aグループ 育児書20冊・絵本80冊(幼児向80冊)
 B・Cグループ 育児書20冊・絵本80冊(幼児向50冊・乳児向30冊)
2. ※印は、平成23年度1回目から配本を辞退
3. 東本梅保育所保護者会 同時期に各150冊(一般書)を配本

平成30年度学校図書館への定期的な司書派遣事業（概要）

- 1 趣 旨 市立図書館と学校や学校図書館とのさらなる連携を図り、学校図書館への支援を強化することを目的とする。また、学校の要望に応じ学校図書館との連携を深めることで、学校図書指導員や学校読書ボランティアとの協力体制を整え、子どもの読書環境を充実させる。
- 2 派遣先 市内小学校及び義務教育学校 3校
- 3 派遣日数 週1回（4時間程度）
- 4 派遣職員 市立図書館の職員（司書）
※基本は各校一人が担当
- 5 業務内容 ○学校図書館の運営や整理等
 - ・ 図書の受入、装備、修理等
 - ・ 蔵書構成の把握や蔵書点検
 - 学習への支援
 - ・ 授業用の資料収集
 - ・ 調べ学習の資料準備と支援
 - ・ リストづくり

 - 児童への読書のきっかけづくり
 - ・ 図書館利用指導
 - ・ 読書相談、参考業務
 - ・ 読み聞かせ、ブックトーク等
 - ・ 図書館行事

 - 学校図書指導員や学校読書ボランティアとの調整
 - ・ 希望による研修や支援

 - その他
 - ・ 学校、司書教諭、学校図書館担当教諭と協議し希望にできるだけ応える
 - ・ 団体貸出、府立図書館のセット貸出、貸出文庫の利用（配送を含む）

・派遣校と主な業務内容（週1回4時間程度）

	図書館の(現状)	ボランティアの協力	主な業務内容
安 詳 小	学校図書館 専用	「ぶっくまむ」	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理（図書の分類やならべかえ） ・図書の展示や書架の表示 ・図書の貸出・返却 ・読み聞かせ ・除籍本の選定
千 代 川 小	学校図書館 専用	「いろはにホ イッ！」	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理 書架の整理、除籍作業、修理 ・図書（購入・寄贈）の受入作業 ・授業で使用する本の準備やブックトークの実施
城 西 小	学校図書館 専用	※必要に応じ て協力	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の整理等 書架整理、修理、除籍作業 ・書架表示板の作成

※司書が業務を行う上で、まず、所蔵状況の確認と配架場所の把握に努めている。

※調べ学習の対応については、学校図書館の資料から準備し、不足分を図書館から貸し出ししている。

・派遣日数（1日4時間）

月	安詳小学校	千代川小学校	城西小学校	備 考
6	1日	3日	1日	各校打合せ含む
7	2日	5日	3日	
8	2日	3日	—	安(全日2日)
9	4日	4日	4日	
10	4日	4日	5日	
11	4日	5日	4日	
12	3日	3日	2日	
1	2日	4日	4日	
2	4日	3日	3日	安(全日1日)
3	3日	5日	4日	安(全日1日)
合計	28日	39日	30日	

・各校の特徴や課題等

安詳小学校 : ボランティアに図書の整理の仕方や装備方法等は伝えられたが全ての図書の整理はできなかった。

千代川小学校 : 図書の整理や装備はボランティアとの協働で行った。調べ学習の図書は各学年にも分散されているため、全体の蔵書把握が困難である。

城西小学校 : 授業で図書館を使用されるクラスが多かったが、依頼はなかった。

平成30年度学校図書館への巡回司書派遣事業（概要）

- 1 趣 旨 市立図書館と学校や学校図書館とのさらなる連携を図り、学校図書館への支援を強化することを目的とする。また、学校の要望に応じ学校図書館との連携を深めることで、学校図書指導員や学校読書ボランティアとの協力体制を整え、子どもの読書環境を充実させる。
- 2 派遣先 市内小学校及び義務教育学校
※定期的な司書派遣校3校を除く15校
- 3 派遣日数 不定期
- 4 派遣職員 市立図書館の職員（司書）
- 5 業務内容 下記業務から各学校が、主に希望する業務を選定する
 - ア 学校図書館への支援
 - ・配架の見直し、除籍作業への支援
 - ・図書の受入、装備、修理等
 - ・学校図書指導員や学校読書ボランティアへの研修や支援
 - イ 先生方への支援
 - ・授業用の資料収集や調べ学習の資料準備と支援
 - ・団体貸出等、各種貸出にかかわる支援
 - ・リストづくり
 - ・読書に係わる研修への支援
 - ウ 児童への支援
 - ・図書館の利用指導
 - ・読書相談、参考業務
 - ・読み聞かせ、ブックトーク等
 - ・図書委員会や読書行事への支援

※各内容については担当教諭と協議し、日程についても調整する。

・各小学校との打ち合わせや依頼により随時派遣

・実際に行った業務内容

ア 学校図書館への支援

○図書室の配架及び配列替えへの援助
除籍本の抜き出し含む

○新刊図書の受入、装備、登録等
原簿への記入・蔵書印・分類・ラベルの貼付・ブッカー装備等

○ボランティアの研修
図書の修理方法

イ 先生方への支援

○授業用の資料準備
市立図書館資料の団体貸出で対応（配送含む）
府立図書館「学校支援セット」の対応（配送含む）

ウ 児童への支援

○授業でのブックトーク

○図書館見学への対応

1、展示事業

(1)常設展 <有料>

展示室1にて、「亀岡の歴史と文化」をテーマに、亀岡地域にゆかりの考古・民俗・歴史・自然関係の各種資料を展示。展示テーマごとの解説リーフレットを無料配布しています。

(2)企画展 <有料>

展示室2で開催し、常設展と同時開催。

第 64 回企画展 かめおかを巡るー巡礼札所からファインダー聖地までー

開催期間：平成 30 年 10 月 20 日（土）
～平成 30 年 12 月 2 日（日）
普及事業：講演会（2 回）、展示解説（3 回）、
現地見学会（1 回）

●開催趣旨

西国三十三所草創 1300 年の年にちなんで、亀岡地域での順礼札所を中心に、名所・札所を紹介します。あわせて、『ファインダー』で紹介されたスポットを中心に、聖地巡礼についてもとりあげます。

名所を訪れる意味、札所や聖地をめぐる意味は何でしょうか。巡ることで、人は何を思い、何を感じるのでしょうか。古くからの札所めぐりの信仰だけでなく、現在の亀岡における新たな魅力を、広く知ってもらう機会とします。

第 65 回企画展 光秀伝説ー丹波興敗略記の世界ー

開催期間：平成 31 年 2 月 2 日（土）
～平成 31 年 3 月 3 日（日）
普及事業：講演会（1 回）、座談会（1 回）、
現地見学会（1 回）、展示解説
（3 回）

●開催趣旨

明智光秀は丹波国を平定し、亀山城を築き、丹波国に新しい秩序をもたらします。一方、丹波の国人と呼ばれた諸将らは、新たな支配者を受け入れ、その過程を自らの由緒と共に記録に残そうとしました。家伝とも軍記物ともいえる「丹波興敗略記」には、何が記さ

れているのでしょうか。今回、初めてその全容に迫ります。

また、来たる 2020 年開催予定の「光秀展」のために、明智光秀の書状や木像、全国のゆかりの地など関連資料のパネル展示も充実させます。

(4)ロビー展 <無料>

エントランスを入ったロビーで、季節ごとに小さな展示会を開催しています。

平成 30 年度

展示会名	開催時期
アユモドキの飼育展示	通年開催
五月人形	平成 30 年 4 月 14 日（土）～6 月 3 日（日）
明智光秀展	平成 30 年 4 月 28 日（土）～6 月 3 日（日） ※6 月 1 日（金）「敵は本能寺にあり」映画上映会
戦争・平和展 2018	平成 30 年 8 月 1 日（水）～8 月 31 日（金） ※8 月 8 日（水）展示解説、8 月 25 日（土）講演会
亀岡祭	平成 30 年 10 月 2 日（火）～10 月 31 日（水）
写真展 空からみた亀岡 *日向工房と共催	平成 30 年 11 月 3 日（土・祝）～12 月 2 日（日）
平成 30 年を振り返る新聞号外展 *資料協力：本田雅弘さん	平成 30 年 12 月 26 日（水）～平成 31 年 1 月 11 日（金）
うれし、たのし、いのしし展 *展示協力：のびなびあーと	平成 31 年 1 月 4 日（金）～1 月 31 日（木）
ひなまつり	平成 31 年 3 月 2 日（土）～4 月 7 日（日）

2、普及啓発活動事業

(1) 連携事業

①出前授業の実施

・小中学校からの当館見学受入および講師派遣を、依頼を受けて随時実施しています。

◆学校への講師派遣一覧◆

年月日	学校名	学年	教科/学習内容	担当
平成31年1月11日	亀岡小学校	1	国語科/「たぬきの糸車」から綿繰り・綿打ち・糸車の体験	八木・友の会会員
平成31年1月19日	大井小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木
平成31年1月25日	南つつじヶ丘小学校	1	国語科/「たぬきの糸車」から綿繰り・綿打ち・糸車の体験	八木・友の会会員
平成31年2月5日	保津小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる・七輪体験)	八木
平成31年2月5日	亀岡川東学園	1	国語科/「たぬきの糸車」から綿繰り・綿打ち・糸車の体験	樋口・友の会会員
平成31年2月6日	亀岡小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木
平成31年2月7日	亀岡川東学園	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木
平成31年2月7日	畑野小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる・七輪体験)	八木・友の会会員
平成31年2月8日	吉川小学校	1	国語科/「たぬきの糸車」から綿繰り・綿打ち・糸車の体験	八木・友の会会員
平成31年2月13日	曽我部小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木
平成31年2月15日	詳徳小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木
平成31年2月15日	詳徳小学校	1	国語科/「たぬきの糸車」から綿繰り・綿打ち・糸車の体験	八木・友の会会員
平成31年2月19日	城西小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木
平成31年2月20日	蒔田野小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる・七輪体験)	八木
平成31年2月21日	亀岡川東学園	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(七輪体験)	八木・友の会会員
平成31年2月22日	東別院小学校	1~4	国語科/「たぬきの糸車」から綿繰り・綿打ち・糸車の体験	八木・友の会会員
平成31年2月27日	千代川小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具に触れる)	八木

◆学校からの館内見学◆

年月日	学校名	学年	教科/内容	担当
平成30年7月12日	西別院小学校	3~6	社会科/亀山城跡、国分寺、千歳車塚古墳の見学	樋口
平成30年1月18日・23日	つつじヶ丘小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(常設展見学・道具解説・洗濯機体験)	八木・樋口
平成30年1月29日・31日(学級閉鎖により中止)	安詳小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具解説・洗濯機体験)	八木・樋口
平成31年1月30日	東別院小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具解説・洗濯機体験)	八木・樋口
平成30年2月14日	本梅小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具解説・洗濯機体験・七輪体験)	八木・樋口・友の会会員
平成31年2月28日	南つつじヶ丘小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具解説・洗濯機体験)	八木・樋口
平成31年3月5日	西別院小学校	3~6	社会科/古い道具と昔の暮らし(道具解説・洗濯機体験)	八木・樋口・上甲

◆学校への資料貸出◆

貸出期間	学校名	学年	教科/貸出内容	担当
平成31年1月24日～29日	大井小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(七輪の貸出)	八木
平成31年1月23日～2月8日	青野小学校	1	生活科/昔のあそび(コマ、だるまおとしの貸出)	八木
平成31年3月1日～6日	つつじヶ丘小学校	3	社会科/古い道具と昔の暮らし(七輪の貸出)	八木

②亀岡市文化資料館友の会との連携

- ・「藍染め体験」 平成30年7月21日(土)午後1時30分～3時30分
藍の生葉でハンカチなど染めました。(主催:亀岡市文化資料館友の会カイコ綿サークル)
- ・「昔の道具・たぬきの糸車 体験会」 平成31年3月23日(土)
小学校への出前授業で人気の体験メニューを、文化資料館で体験できる機会として実施しています。体験指導を、文化資料館友の会会員の皆さんに依頼しています。
内容 ①昔の道具の名前わかるかな?、②七輪で炭火をおこしてみよう、③糸車で糸を紡いでみよう、④綿繰り機で、綿の種を取り出そう!、⑤弓で綿をほわほわにしてみよう!
平成31年3月23日(土)午前10時～午後4時 会場:亀岡市文化資料館

③京筏組(保津川筏復活プロジェクト連絡協議会)との連携

保津川での筏復活を中心とした諸事業で、平成30年度も引き続き連携。

- ・いかだにのってみよう!
平成30年9月8日(土) 会場:保津大橋上流側左岸 ※増水のため中止
- ・12連筏の復元
平成31年2月2日(日) 会場:嵯峨嵐山(京都市右京区)
※京都学園大学が主催し、資料館も参加している京筏組が協力して京都市右京区まちづくり助成金の交付を受けた。

④その他展示協力

- ・ききょうの里(谷性寺)での明智光秀展
平成30年6月 会場:谷性寺
※ききょうの里のイベントにあわせて、明智光秀について写真パネルで紹介
- ・亀岡会館・中央公民館さよならセレモニー
平成30年6月3日(日)午後2時～3時 会場:亀岡会館2階ピロティ・ホワイトエ
主催:亀岡市生涯学習部文化・スポーツ課、亀岡市教育員会社会教育課
協力:亀岡市文化資料館
※亀岡会館と中央公民会の解体に伴い、さよならセレモニーで、これまでの亀岡会館での行事や昔の様子など写真展をおこなった。
- ・かめおか学びフェスタ2018(上田正昭先生パネル展)
平成30年11月23日～25日 会場:ガレリアかめおか
※生涯学習都市宣言30周年・ガレリアかめおか開館20周年記念事業の会場にて、上田正昭先生パネル展として、上田正昭先生の業績を写真パネルで紹介。
- ・ふるさとLovers2019自然と文化の体験フェスタ
平成31年2月2日(土) 会場:ガレリアかめおか
※イベントの実施にあわせて、昔の道具の紹介と、明智光秀写真展と、友の会会員の協力を得て、糸車の体験会を実施。

3、資料保存活用事業

(1) 資料公開 <無料>

資料の保存活用事業の一つとして、資料整理ができたものから順次、一般公開を進めています。毎回、公開開始日には、資料の利用や内容について、説明会を開催。公開初日の午前 10 時～11 時に、資料説明会を開催しています。平成 17 年度の開始からこれまで、年に 3 回ずつ、資料公開を開催してきました。

<平成 30 年度>

第 40 回資料公開 平成 30 年 6 月 16 日 (土)	地域資源報告	亀岡の伝統と魅力を幅広く発信していく取り組みとして、地域の歴史・伝統文化などについて、調査研究してきた団体の成果物を紹介。
第 41 回資料公開 平成 30 年 6 月 30 日 (土)	エクセラン亀岡	昭和 55 年 (1980) から平成 4 年 (1992) に発行された亀岡の地域情報誌の内容を、まとめて紹介。
第 42 回資料公開 平成 30 年 7 月 28 日 (土)	京都愛宕研究会資料	明智光秀とも関わりの深い愛宕山や愛宕信仰についての調査研究の成果をまとめて紹介。

(2) 上田文庫の保存活用

平成 28 年 3 月に逝去された故上田正昭氏旧蔵資料について、今後の保存と活用を図るために、調査・整理・公開活用の事業を、順次進めていく予定です。

「上田正昭展—上田正昭先生の功績をたどる—」

会期：平成 31 年 3 月 19 日 (火) ～4 月 7 日 (日)

会場：文化資料館企画展示室 (常設展と同じ入館料で見学できます。)

故上田正昭先生のご功績を顕彰し、その思いを引き継ぐために、蔵書を中心に、旧蔵資料約 8 万点、上田文庫の整理に着手しています。その中間報告として、先生の写真や大学教員時代の講義ノート、論文をはじめとする自筆原稿等の展示を通して、先生を偲び、顕彰する機会とします。

4、博物館実習・職場体験受け入れ

(1) 実習受け入れ

①博物館実習生受け入れ

博物館職員育成のため、学芸員資格を取得しようとする学生を対象として、当館では、平成 2 年度より、毎年、各大学からの博物館実習生を受け入れています。

平成 30 年度受け入れ実績

期間	学校名(人数)	実習内容
8 月 23 (木) ～8 月 29 日 (水)	京都橘大学文学部(1 名) 佛教大学歴史学部(3 名) 京都学園大学人文学部(1 名)	資料館の役割について(講義)、 講演会の運営補助及び参加、 歴史資料の整理(実習)など
実習期間:8 月 27 日 (月)を除く計 6 日間	合計 5 名	

②中学生職場体験受け入れ

亀岡市内の中学 2 年生の職場体験学習の受け入れ先の一つとして対応しています。

平成 30 年度実績

期間	学校名(人数)	実習内容
5 月 31 日 ～ 6 月 1 日	東輝中学校(3 名)	資料館の役割について、新聞資料整理、ロビー展準備補助、アユモドキの飼育展示補助など
11 月 6 日(火) ～ 8 日(木)	亀岡中学校(3 名)	資料館の役割について、新聞資料整理、図書資料整理、収蔵資料整理補助、拓本実習など
11 月 13 日(火) ～ 15 日(木)	大成中学校(3 名)	資料館の役割について、展示解説補助、収蔵資料整理、拓本実習など

亀岡市地域学校協働活動推進事業

資料2

■趣旨

地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る。

現 行

亀岡市中心の教育推進事業

- ・平成11年度から実施 23地区で心の教育推進協議会設置
- ・平成13年2月「亀岡市中心の教育行動プラン」策定

★趣旨

次代を担う子どもたちに対し、親と大人が責任を持って倫理観や思いやりの心を育み、人が生きていくうえで当然の心得を伝えて行く取り組みを展開する。

【4原則】

- ・社会全体で取り組む ・親と大人が責任を持つ
- ・幼児期からのしつけを重視する
- ・多くの体験、経験を重ねさせていく

地域学校協働本部事業

- ・平成20年度に「学校支援地域本部事業」として大成中学校区でスタート（文科省補助事業）
- ・平成23年度から中学校区ごとに2か年事業として実施
- ・平成29年度から「地域学校協働本部事業」に改称
- ・平成30年度を持って終了し平成31年度から地域学校協働活動推進事業に移行

★趣旨

社会の複雑多様化等により家庭や地域の教育力が低下し学校に過剰な役割が求められるなか、学校だけが役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的に実施当初の地域による学校への「支援」から、地域と学校双方の「連携・協働」へ、また個別の活動からネットワーク化を目指し、幅広い地域住民の参画により地域学校協働活動の推進を図る

平成31年度から

亀岡市地域学校協働活動推進事業

- ・平成31年度から実施
- ・国補助1/3・府補助1/3

★趣旨

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、各種団体等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進する。

○具体例

- ・学校支援活動
 - 登下校の見守り、環境美化活動、花壇の整備
 - 部活動支援、読み聞かせ、授業補助など
- ・地域の活性化を図る活動
 - 地域行事への参加、ふるさと発見学習、防災学習
 - 地域ブランドづくり学習、地域人材育成活動、家庭教育支援活動など
 - 青少年健全育成活動
 - 心の教育行動プランに基づく実践活動、各種体験活動
- ・その他、地域と学校が連携・協働して子どもたちが地域の中で安心して 健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

○地域コーディネーター機能の強化

幅広い地域住民の参画を得て活動を多様化するには、コーディネーターの機能の強化が必要

資料 3

亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部改正概要

七谷川野外活動センターにおいて地域振興を積極的に推進するため、地域のにぎわい創出や地域振興に寄与するイベント等については、例外的に物品の販売その他の営利行為を行うことを認めることとするため亀岡市野外活動施設条例施行規則の一部を改正します。

亀岡市野外活動施設条例施行規則（平成18年3月1日教委規則第2号）新旧対照表

現行

改正後

<p>亀岡市野外活動施設条例施行規則 平成18年3月1日教委規則第2号 (趣旨) 第1条 この規則は、亀岡市野外活動施設条例(平成17年亀岡市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用許可の申請) 第2条 条例第3条の規定により別表第2に掲げる野外活動施設(以下「施設」という。)の使用の許可を受けようとするものは、亀岡市七谷川野外活動センター(以下「使用許可申請書(別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。))を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前2月から当日までの期間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。 (使用の許可) 第3条 教育委員会は、条例第4条に規定する施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)をしたときは、使用料の納付のあった後、亀岡市七谷川野外活動センター(以下「使用許可書(別記第2号様式。以下「許可書」という。))を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。 2 前項の規定により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、教育委員会から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 (使用許可の順位) 第4条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、教育委員会が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。 (使用時間の計算及び延長) 第5条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。 2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。</p>	<p>亀岡市野外活動施設条例施行規則 平成18年3月1日教委規則第2号 (趣旨) 第1条 この規則は、亀岡市野外活動施設条例(平成17年亀岡市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用許可の申請) 第2条 条例第3条の規定により別表第2に掲げる野外活動施設(以下「施設」という。)の使用の許可を受けようとするものは、亀岡市七谷川野外活動センター(以下「使用許可申請書(別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。))を教育委員会に提出しなければならない。 2 前項の使用許可申請書の提出期間は、使用しようとする日前2月から当日までの期間とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。 (使用の許可) 第3条 教育委員会は、条例第4条に規定する施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)をしたときは、使用料の納付のあった後、亀岡市七谷川野外活動センター(以下「使用許可書(別記第2号様式。以下「許可書」という。))を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。 2 前項の規定により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、教育委員会から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 (使用許可の順位) 第4条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、教育委員会が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。 (使用時間の計算及び延長) 第5条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。 2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。</p>
--	--

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を、条例別表第1及び別表第2に定める使用料を基準として直ちに納付しなければならない。

(申出による使用許可の取消し)

第6条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市七谷川野外活動センター使用料還付申請書(別記第3号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第3条第1項の規定により交付された許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をしたものに対し、亀岡市七谷川野外活動センター使用許可取消承認通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する行事に使用する場合 免除

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びにその引率者が使用する場合 免除

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(以下「学校」という。)の児童又は生徒並びにその引率者が教育活動のため使用する場合 5割

(4) 市内の幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 免除

(5) 市外の幼稚園及び児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 5割

(6) 子ども会、少年団体等が社会教育活動のため使用する場合 2割

(7) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 別に定める

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市七谷川野外活動センター使用料減免申請書(別記第5号様式)を使用許可申請書に添付しなければならない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を、条例別表第1及び別表第2に定める使用料を基準として直ちに納付しなければならない。

(申出による使用許可の取消し)

第6条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市七谷川野外活動センター使用料還付申請書(別記第3号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に第3条第1項の規定により交付された許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をしたものに対し、亀岡市七谷川野外活動センター使用許可取消承認通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する行事に使用する場合 免除

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びにその引率者が使用する場合 免除

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(以下「学校」という。)の児童又は生徒並びにその引率者が教育活動のため使用する場合 5割

(4) 市内の幼稚園及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 免除

(5) 市外の幼稚園及び児童福祉施設に通う者及びその引率者が使用する場合 5割

(6) 子ども会、少年団体等が社会教育活動のため使用する場合 2割

(7) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 別に定める

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市七谷川野外活動センター使用料減免申請書(別記第5号様式)を使用許可申請書に添付しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は次のとおりとする。

- (1) 使用期日の7日前までに第6条第1項の規定による使用取消しを申し出たとき。 全額
- (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由によって使用できないとき。 全額
- (3) 公用又は管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。 全額
- (4) その他公益のため使用する場合で教育委員会が特に必要と認めたととき。

別に定める額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して教育委員会へ提出しなければならない。
(施設の破損等の届出)

第9条 使用者は、施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用禁止又は制限)

第10条 教育委員会は、施設の損傷その他の理由により施設の使用に危険があると認めるときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。

(禁止行為)

第11条 施設を使用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地、施設を損傷又は損壊すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (6) ごみ、その他汚物を捨てること。
- (7) 指定場所以外において、火気を使用すること。
- (8) はり紙、看板類又は広告を掲示すること。
- (9) 物品の販売その他の営利行為を行うこと。
- (10) 前各号のほか、秩序、風俗、衛生及び保安上の障害並びに施設管理上支

障のある行為を行うこと。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は次のとおりとする。

- (1) 使用期日の7日前までに第6条第1項の規定による使用取消しを申し出たとき。 全額
- (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由によって使用できないとき。 全額
- (3) 公用又は管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。 全額
- (4) その他公益のため使用する場合で教育委員会が特に必要と認めたととき。

別に定める額

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して教育委員会へ提出しなければならない。
(施設の破損等の届出)

第9条 使用者は、施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用禁止又は制限)

第10条 教育委員会は、施設の損傷その他の理由により施設の使用に危険があると認めるときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。

(禁止行為)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

ただし、管理上支障がないと認められるもので、教育委員会が承認した場合は、この限りでない。

- (1) 土地、施設を損傷又は損壊すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること。
- (6) ごみ、その他汚物を捨てること。
- (7) 指定場所以外において、火気を使用すること。
- (8) はり紙、看板類又は広告を掲示すること。
- (9) 物品の販売その他の営利行為を行うこと。
- (10) 前各号のほか、秩序、風俗、衛生及び保安上の障害並びに施設管理上支

障のある行為を行うこと。

(使用の取消し及び退去命令)

第12条 教育委員会は、前条各号の行為をした者及び管理運営上の必要な指示に従わない者に対しては、施設の使用許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条、第6条、第8条第2項、第9条、第10条及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第7条第1項、第8条第1項及び第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第3条第1項、第5条、第6条第1項、第7条、第8条及び別記第1号様式から別記第4号様式までの様式中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市野外活動施設条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料の減免から適用し、同日前に許可を受けた使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(使用の取消し及び退去命令)

第12条 教育委員会は、前条各号の行為をした者及び管理運営上の必要な指示に従わない者に対しては、施設の使用許可を取り消し、又は退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第13条 施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条、第6条、第8条第2項、第9条、第10条及び第12条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第7条第1項、第8条第1項、第11条及び第14条中「教育委員会が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第3条第1項、第5条、第6条第1項、第7条、第8条及び別記第1号様式から別記第4号様式までの様式中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、施設の管理について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年教委規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市野外活動施設条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料の減免から適用し、同日前に許可を受けた使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年教委規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松熊教育集会所の貸出しについて

1 施設の概要

松熊教育集会所 亀岡市東本梅町松熊朝ヶ谷3番地の3

設置条例：亀岡市教育集会所条例（昭和53年4月1日）

設置目的：市民の社会教育活動を充実発展させ、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興等に寄与するため、教育集会所を設置する。

2 貸出しについて

種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
1階和室	150円	150円	150円
2階和室	250円	250円	250円

- ・申し込み、鍵の受け渡しは、教育委員会社会教育課で行う。
- ・亀岡市ホームページ「市民活動・文化活動にご利用いただける施設のご案内」に、使用申請書等を掲載。

3 減免規定

- (1) 自治会等地域住民団体が、地域活動を目的として使用する場合・・・全額
- (2) その他公益のため使用するものとして、特に教育長が認める場合・・・5割

4 条例改正等

「亀岡市教育集会所条例」一部改正
「亀岡市教育集会所条例施行規則」制定

- ・平成31年4月1日施行。